

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 1 月 13 日（金）第 378 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

○地域森林計画の決定	（森林経営課取扱い）	1
○地域森林計画の変更（2件）	（森林経営課取扱い）	1
○生産事業者の登録	（森林経営課取扱い）	2
○生活保護法等に基づく指定医療機関等の指定の辞退	（社会福祉課取扱い）	2
○生活保護法等に基づく医療機関等の指定	（社会福祉課取扱い）	2
○生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出（3件）	（社会福祉課取扱い）	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新	（障害福祉課取扱い）	3
○県営土地改良事業の計画の変更	（農地整備課取扱い）	4
○地籍調査の成果の認証	（農地保全課取扱い）	4
○土砂災害警戒区域の指定の解除	（砂防課取扱い）	4
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	（砂防課取扱い）	5
○土砂災害警戒区域の指定	（砂防課取扱い）	5
○土砂災害特別警戒区域の指定	（砂防課取扱い）	5
○開発行為に関する工事の完了公告	（建築課取扱い）	5
○鹿児島県公報第298号の11（令和4年3月29日付け）の一部訂正（※）	（人事課取扱い）	6

## 告 示

## 鹿児島県告示第25号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により大隅地域森林計画をたてたので、当該地域森林計画を次のとおり縦覧に供する。

令和5年1月13日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 森林計画区の名称  
大隅森林計画区（鹿屋市，垂水市，曾於市，志布志市，曾於郡及び肝属郡一円）
- 2 縦覧の場所  
鹿児島県環境林務部森林経営課及び大隅地域振興局農林水産部林務水産課

## 鹿児島県告示第26号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により南薩地域森林計画（平成31年1月15日鹿児島県告示第16号をもって公表）を変更したので、当該変更後の地域森林計画を次のとおり縦覧に供する。

令和5年1月13日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 森林計画区の名称

南薩森林計画区（鹿児島市、枕崎市、指宿市、日置市、いちき串木野市、南さつま市、南九州市及び鹿児島郡一円）

## 2 縦覧の場所

鹿児島県環境林務部森林経営課、鹿児島地域振興局農林水産部林務水産課及び南薩地域振興局農林水産部林務水産課

### 鹿児島県告示第27号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により北薩地域森林計画（令和2年1月17日鹿児島県告示第32号をもって公表）を変更したので、当該変更後の地域森林計画を次のとおり縦覧に供する。

令和5年1月13日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 森林計画区の名称

北薩森林計画区（阿久根市、出水市、薩摩川内市、伊佐市、薩摩郡及び出水郡一円）

## 2 縦覧の場所

鹿児島県環境林務部森林経営課、北薩地域振興局農林水産部林務水産課及び始良・伊佐地域振興局農林水産部林務水産課

### 鹿児島県告示第28号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、次のとおり生産事業者として登録した。

令和5年1月13日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	生産事業者の名称及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
第5423号	株式会社隼林業 出水市上鯖淵3581番地1	種穂の採取 幼苗の育成	株式会社隼林業 出水市上鯖淵3581番地1

### 鹿児島県告示第29号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり指定の辞退の届出があった。

令和5年1月13日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	辞退年月日
医療法人慈光会宮菌病院	指宿市開闢十町1266番地	令和2年3月31日

### 鹿児島県告示第30号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関として指定した。

令和5年1月13日

鹿児島県知事 塩田康一

事 業 者		事 業 所		指 定 年 月 日	サービ スの種 類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
社会福祉法人林の森	伊佐市大口里1564番地39	ガーデンハウス桜ヶ丘	伊佐市大口里1564番地39	令和4年 9月1日	短期入所 生活介

					護, 介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護
--	--	--	--	--	-------------------------------------

## 鹿児島県告示第31号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

令和5年1月13日

鹿児島県知事 塩田康一

名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
吉井整形外科内科中央病院 出水市平和町336番地	名称	吉井中央病院	吉井整形外科 内科中央病院	令和4年 12月1日

## 鹿児島県告示第32号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

令和5年1月13日

鹿児島県知事 塩田康一

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		変更年月日
			変 更 前	変 更 後	
社会医療法人卓翔会 薩摩川内市天辰町 1512番地1	訪問看護ステーション こんにちわ 薩摩川内市天辰町 1512番地1	事業者の主たる事務所の所在地	薩摩川内市樋脇 町市比野3079番 地	薩摩川内市天辰 町1512番地1	令和4年12 月1日
		事業所の所在地	薩摩川内市樋脇 町市比野3079番 地	薩摩川内市天辰 町1512番地1	

## 鹿児島県告示第33号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり変更の届出があった。

令和5年1月13日

鹿児島県知事 塩田康一

氏 名	施術所の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		変更年月日
			変 更 前	変 更 後	
前田篤宏	前田整骨院 出水市五万石町263	施術所の名称	前田整骨鍼灸養生所	前田整骨院	令和4年11 月25日
		施術所の所在地	出水市五万石町 261	出水市五万石町 263	

## 鹿児島県告示第34号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 5 年 1 月 13 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
ライフ薬局育英店	薩摩川内市中郷四丁目248番地	令和4年 8月1日	育成医療・更生医療
ほんまち薬局	日置市吹上町中原2611-1	令和4年 12月1日	育成医療・更生医療
ひだまり薬局	姶良市宮島町56-29	令和4年 12月1日	育成医療・更生医療

**鹿 児 島 県 告 示 第 35 号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業水利施設等保全高度化（畑地帯担い手支援型）（旧：県営農地整備（畑地帯担い手支援型））（農業用排水施設整備、農道整備及び土層改良）西京南地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 5 年 1 月 13 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間  
令和5年1月16日から同年2月10日まで
- 縦覧場所  
西之表市役所農林水産課

**鹿 児 島 県 告 示 第 36 号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

令和 5 年 1 月 13 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
喜界町	令和2年7月7日から 令和4年2月16日まで	地籍図及び地籍簿	喜界町大字大朝戸及び大字湾の各一部	令和4年 12月26日

**鹿 児 島 県 告 示 第 37 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 5 年 1 月 13 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	鹿児島市	急・原田久保4及び急・宇宿九丁目1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第38号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部の指定を解除する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 5 年 1 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	鹿児島市	急・原田久保 4 及び急・宇宿九丁目 1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第39号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 5 年 1 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	鹿児島市	急・原田久保 4 及び急・宇宿九丁目 1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第40号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 5 年 1 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	鹿児島市	急・原田久保 4 及び急・宇宿九丁目 1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 5 年 1 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

霧島市国分湊字前田874番 1, 874番 2, 875番 1 及び875番 2

## 2 公共施設の種類、位置及び区域

道路 霧島市国分湊字前田874番1の一部、874番2の一部、875番1の一部及び875番2の一部

公園 霧島市国分湊字前田874番2の一部

水路 霧島市国分湊字前田874番2の一部

## 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

霧島市国分中央三丁目3番3号

株式会社国分ハウジング

代表取締役 久保範和

## 正 誤

令和4年3月29日付け鹿児島県公報第298号の11中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ペ ー ジ	4	訂 正 箇 所	下から 31行目	誤	総務部男女共同参画局次長 産業政策総括監」に
				正	総務部男女共同参画局次長 産業政策総括監」に、「森林技術総合センター所 長」を「森林技術総合センター所長」に
			下から 27行目	誤	地域包括ケア対策監」に
				正	地域包括ケア対策監」に、「難病相談・支援センター副所長」 を「難病相談・支援センター副所長」に 精神保健福祉センター所長」に